

建築基準法上の工作物について

地上高4mを超える建築基準法上の工作物について、本市では、「建築確認申請合議（事前確認）」の仕組みを設け、建築審査機関への建築確認申請の前に、都市整備局道路部管理課において本市屋外広告物条例に基づく掲出の可否について確認を行っています。

※上記（事前確認）は、都市整備局道路部管理課の窓口または郵送で受け付けていますが、必ず事前連絡（電話093-582-2271）のうえ、関係書類の提出をお願いいたします。

詳細な手順は下図のとおりです。①都市整備局道路部管理課に建築確認申請書類（正副2部）を提出し、②確認済印の押印を受けた後、③建築審査機関（本市都市戦略局建築審査課又は民間建築審査機関）に建築確認申請を行います。④建築確認済証の交付を受けた後、⑤広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ屋外広告物許可申請（建築確認済証（写）を添付する）を行います。

